

起 協議会

News. Vol. 265

4月号

特定非営利活動法人
さいたま起業家協議会発行
令和6年4月10日

巻頭言 峯岸 孝浩

「いかなる逆境でもぶれない 企業理念が軸となる」

出展：井上善海著 「衰退産業の勝算」 幻冬舎



What's new 最近の活動

- 起業コラムのアップ情報（2月29日投稿・行政書士大森法務事務所 大森靖之さん）
[「契約書の文言変更は一切ダメ！」と言われてしまったときの対処法 | さいたま起業家協議会 \(saitama-kk.org\)](#)
- 3月15日（金）執行委員会が開かれました。
- 3月15日（金）例会が開催されました。今回は『起業コラムディスカッション例会』で創業時の融資に日本政策金融公庫をお勧めする4つの理由 | [さいたま起業家協議会 \(saitama-kk.org\)](#) をテーマに公認会計士・税理士の福藺健さんにお話しいただき、ディスカッションしました。
- 3月23日（土）会社設立セミナーが開催されました。令和の起業セミナー『世界一やさしい起業術』と題して専門家の講義と先輩起業家の生の声が聴ける貴重な機会となりました。
- 3月25日（月）第11回経営計画立案塾が開催されました。

Topics 「社会保険に入らないとどうなる!？」 アイソトープ社会保険労務士事務所 砥上聡史

法人を設立した場合、社会保険の加入手続きをしなければいけません。社会保険とは健康保険・厚生年金保険のことを言いますが、1人社長の法人でも加入手続きをすることが法律上の義務となっています。また、個人事業主でも「常時5人以上の従業員が働いている」場合は加入が義務付けられています。「うちの会社は入りたくない」「従業員が社会保険に入りたくないと言っている」という言い訳は通用しません。社会保険の加入手続きをしない場合、一例として次のようナリスクがあります。

- ①6か月以下の懲役もしくは50万円以下の罰金が課される
- ②過去2年分遡って保険料を払わなければならない
- ③ハローワークで求人が出せない

社会保険に適切に加入していない事業所には「来所通知書」という書面が年金事務所から届くことがあります。無視すれば年金事務所の職権により強制的に社会保険の加入手続きを行う可能性があります。社会保険に加入すれば将来もらえる年金が増える、家族を扶養に入れることができる、病気になった場合に傷病手当金がもらえる等、メリットがたくさんあるので正しく続きをしていきましょう！

Schedule 今後の活動予定 （詳しくはこちら → <https://saitama-kk.org/event/> ）

- 4月20日（土）18:00～ 例会
- 5月17日（金）18:30～ 例会

◆賛助会員
埼玉りそな銀行、武蔵野銀行浦和支店、埼玉縣信用金庫、有限責任監査法人トーマツさいたま事務所、株式会社Mio

さいたま起業家協議会 イベントのご案内

さいたま起業家協議会では、下記の日程・講演内容で、起業講座・例会などを開催する予定です。皆様、奮ってご参加ください。資料等の準備のため、参加をご希望の方は、さいたま起業家協議会ホームページ（イベントページ）よりお申し込みください。<https://saitama-kk.org/event/>

さいたま起業家協議会 4月例会

『ワンペーパー活動シェア』

日 時：4月20日（土）18時～19時30分

会 場：新都心ビジネス交流プラザ4階会議室

内 容：『ワンペーパー活動シェア』とは、会員が一人ずつ直近の活動を発表することによってお互いのビジネスに役立つ気づきや刺激を得ようというものです。

具体的には共通の3つのトピックについてパワーポイント1枚（フォーマットに記入）を作成の上、5分以内の発表を行います。

発表内容

- ① 今、最も力を入れている活動（新規開拓や新商品サービスの企画など）
- ② 直近で嬉しかった成果（顧客獲得やお客様の声等、できれば数字の達成以外が良い）
- ③ 最近感じた気づき、教訓（営業では話すな、お客は追うな、やっぱり嘘はバレる等）

さいたま起業家協議会 5月例会

日 時：5月17日（金）18時30分～

会 場：新都心ビジネス交流プラザ4階会議室

（詳細は改めてご案内いたします）

さいたま起業家協議会 6月例会

日 時：6月15日（土）18時～

会 場：新都心ビジネス交流プラザ4階会議室

（詳細は改めてご案内いたします）

会員情報（近況・今後の予定など） 2月末時点の情報

菅沼大樹さん（株式会社ウェブリク）

：お見合い申し込んだ全員からお断りされ続けています。

会員情報募集中！

皆さんの近況や今後の予定などお寄せください。例会案内の出欠システムに記入する際、コメント欄に【近況】として1行程度書いていただければ協議会ニュースに掲載いたします。（上記参照）